

○添付書類⁽¹⁻¹⁾

(有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。))の認証生産行程管理者(外国含)の認証申請用)

〈認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉(添付書類 1)

- ① 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合及び外注管理のある場合、それらを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

〈格付を行おうとする農林物資の種類と品目〉(添付書類 2)

- ① 格付を行おうとする農林物資の種類
有機農産物・有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)
- ② 格付を行おうとする農林物資の品目

〈生産及び保管に係る施設に関する書類〉(添付書類 3)

- ① 生産に係る施設(ほ場、育苗場、採取場、栽培場)及び保管に係る施設の一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 生産及び保管に係る施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 認証に係わるほ場等の栽培管理記録
- ④ 生産及び保管に係る施設の周辺図
- ⑤ 水系図あるいは用排水図
- ⑥ 航空防除の有無及び航空防除用作業地図(農薬空中散布実施地域の場合)

〈認証の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉(添付書類 4)

1. 組織の機構・運営等に関する要領(規程・手順書・組織図・名簿等)

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 生産行程管理及び格付の組織の運営に関する事項
- ④ 生産行程管理及び格付を担当する者の任命・職務に関する事項

2 生産行程の管理または把握並びに格付の実施方法についての規程及び手順書等

- ① 次に掲げる生産行程管理責任者の職務に関する規程
 - (1) 生産行程の管理(外注管理含む。)又は把握に関する計画の立案及び推進(年間生産計画含)
 - (2) 外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進(生産行程の管理において外注管理を行う場合)(生産行程管理外注契約書(外注する場合)含)
 - (3) 生産行程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策
- ② 次に掲げる事項を含む生産行程の管理方針に関する規程及び手順書等
 - (1) 種子、苗等又は種菌の入手に関する事項
 - (2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項

- (3) 肥培管理、栽培管理（きのこ類）、有害動植物の防除、一般管理、育苗管理及び資材（別表、その他工程に関わる資材）の入手に関する事項（種子、苗等又は種菌及び資材等の根拠書類、伝票、仕入先、農産物の販売先のリスト等含）
- (4) 生産に使用する機械・器具に関する事項
- (5) 受入れ、収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程等の管理に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項（格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関 ASAC への通知に関する事項
- (9) 生産行程の管理または把握の実施状況についての認証機関 ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
- (10) 内部規程に基づく適切な生産行程の管理・把握の実施に関する事項
- (11) 内部規程の適切で定期的な見直しと従業員等への周知に関する事項

③ 次に掲げる次項を含む格付に関する規程及び手順書等

- (1) 検査方法に基づく生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示、有機又はオーガニックの名称表示並びに認証機関名・認証番号の取り扱いに関する事項（包装デザイン・表示（格付・有機又はオーガニックの名称・認証機関名・認証番号）の見本（生鮮食品の品質表示基準・玄米・精米の品質表示基準等に基づく表示見本含）
- (3) 格付後の荷口の出荷または処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）
- (6) 格付の実施状況について ASAC による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- (7) 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められるために必要な事項

3. 認証の技術的基準三・五の要件を確認出来る根拠書類(生産行程の管理または把握並びに格付の責任者・担当者の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となる書類〉(添付書類 5)

- ① 社歴、経営方針、事業内容等に関する書類
- ② 生産者等の名簿

- ③ 農業生産工程管理（GAP）に関する管理記録等
等

〈JAS 法施行規則第四十八条及び本会認証業務規程に基づく書類〉（添付書類 6）

- ① 本会認証業務規程第 23 条に基づく認証契約書
- ② 本会認証業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答